

政務活動費

会計帳簿

議員氏名:

梶原 英樹

令和5年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
2023/4/3				政務活動費	400,000		100%	0		
2023/4/6	A	調査研究費	1	交通費(ガソリン代)3月分		15,787	50%	7,893	吉井石油株式会社	
2023/4/10	C	広聴広報費	2	Line公式アカウント		53,180	50%	26,590	Line	
2023/4/10	D	要請陳情等活動費	3	駐車場代		400	100%	400	ブーゾーパーク四条御前	
2023/4/12	D	要請陳情等活動費	4	駐車場代		600	100%	600	GSパーク山科	
2023/4/13	D	要請陳情等活動費	5	駐車場代		400	100%	400	金閣寺第二駐車場	
2023/4/13	D	要請陳情等活動費	6	駐車場代		400	100%	400	タイムズ24(株)	
2023/4/14	D	要請陳情等活動費	7	駐車場代		200	100%	200	大和ハウスパーキング	
2023/4/30	G	資料購入費	8	日経新聞 4月分		4,900	100%	4,900	読売センター大石道	
2023/4/2	H	事務所費	9	電気代 3月分		3,316	90%	2,984	関西電力	
2023/4/26	H	事務所費	10	水道代 2月分・3月分		3,454	90%	3,108	京都市上下水道	
2023/4/27	H	事務所費	11	家賃5月分		75,000	90%	67,500		手数料0円
2023/4/27	H	事務所費	12	駐車場代 5月分		10,000	90%	9,000		手数料0円
2023/4/27	I	事務所費	13	事務用品費コピー代(4月分)		980	90%	882	株式会社三井田商事	手数料100円
2023/4/27	I	事務所費	14	コピー機リース代		13,200	90%	11,880	リコーリース株式会社	
2023/4/30	I	事務所費	15	ゴム印作成代		3,960	90%	3,564	株式会社ブットアップスタイル	
2023/4/14	J	人件費	16	給与 3月分		92,935	90%	83,641		手数料275円
2023/4/14	J	人件費	17	給与 3月分		90,640	90%	81,576		手数料440円
2023/4/14	J	人件費	18	給与 3月分		83,840	90%	75,456		手数料440円

政務活動費 會計帳簿

議員氏名:

梶原 英樹

令和5年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
	区分	項目名		支出件数	収入計 (A)	支出計 (B)		計上計 (C)		
	A	調査研究費		1件		15,787		7,893		
	B	研修費		0件		0		0		
	C	広聴広報費		1件		53,180		26,590		
	D	要請陳情等活動費		5件		2,000		2,000		
	E	会議費		0件		0		0		
	F	資料作成費		0件		0		0		
	G	資料購入費		1件		4,900		4,900		
	H	事務所費		4件		91,770		82,592		
	I	事務費		3件		18,140		16,326		
	J	人件費		3件		267,415		240,673	(A)-(C)	
				18件	400,000	453,192		380,974		
									(A)-(C)	19,026

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹(府民クラブ)	整理番号	/		
費目	調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費				
支払内容	ガソリン代				
支払金額	15,787	按分率	50%	計上額	7,893
按分率の考え方					
備考	使用実態に占める政務活動費の割合が不明				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
05-04-06 B W *15,787 円1枚*1					

請求書

607-8337

京都市山科区川田
菱尾田町43-8

かじわら英樹事務所 様

お客様コード

2023年 3月 20日締切分
毎度格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。

当月のご請求額 15,787円

お支払日 2023年 4月 6日 自動引落 (担当 002)

吉井石油株式会社

本社 京都市山科区竹泉堂の前町22番地の4
TEL (075) 592-8883

< 取引銀行 >
京都銀行 山科支店 当座 100194
滋賀銀行 山科支店 当座 0003850
みずほ銀行 出町支店 当座 01013884
京都信用金庫 北山科支店 当座 0008088
京都中央信用金庫 山科支店 当座 0009216



Dr. Drive山科店

京都市山科区竹泉堂の前町
22番地の4
(075) 592-5111

請求書管理No. 79 / 791

お知らせ

前月のご請求額	当月のご入金額	差引の繰越額	件数	当月のご利用金額
5,624	5,624		3	15,787
				当月のご請求額
				15,787

ご利用日	ご利用先	商品名	数量	単価	金額	消費税等	区分	車両番号
2-25	Dr. Drive山科店	レギュラー	32.43	154.96	5,025	503		619
3-11	Dr. Drive山科店	レギュラー	27.20	154.96	4,214	421		984
3-20	Dr. Drive山科店	レギュラー (基礎合計 101)	33.00	154.96	5,113	511		928
					14,352	1,435		
3-6	Dr. Drive山科店	入金 (税込)			5,624		3	
	お客様計	小計			14,352	1,435		
		(10%対象)			15,787	1,435		

消費税等については外税表示です。軽減税率の適用は消費税等の先頭に※印を表示しています。なお単価欄の () 表示は税込単価です。

当月	ハイオク	レギュラー	灯油	軽油
ご使用量		92.63		

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹(府民クラブ)	整理番号	2		
費目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	フェイスブック公式アカウント利用料				
支払金額	53,180	按分率	50%	計上額	26,590
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

2023/04/10 公式アカウント追加メッセージ利用料 2023/03 ¥53,180 [View](#) 支払済み

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹(府民クラブ)	整理番号	3		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費(要請陳情等活動費)・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・専務費・人件費				
支払内容	駐車場代				
支払金額	400	按分率	100%	計上額	400
按分率の考え方					
備考	祝辞に丁寧陳情対応				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

.....領収書.....

-----車室 No.8 -----

入庫時刻 04月10日 11時17分
 精算時刻 04月10日 12時02分

受領金額 400円
 2023年04月10日12時03分 発行

 プーパーク
 四条御前駐車場

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹(府民クラブ)	整理番号	4		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・ <u>要請陳情等活動費</u> ・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	駐車場代				
支払金額	600	按分率	100%	計上額	600
按分率の考え方					
備考	道路整備に対する陳情対応				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

GSパーク山科
ご利用ありがとうございました

《領収書》

[NO. 2]
23年04月12日18:50 -- 04月12日20:07
駐車料金 600円
カード 600円

◇ご利用控え◇

[UC
取扱番号:0536856-00000
お取扱日: 23年04月12日20:07
利用金額 600円

クレジット決済に関する
お問い合わせは各カード
会社へお願いいたします。

NO.044684

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹(府民クラブ)	整理番号	5		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費(要請陳情等活動費)・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	駐車場代				
支払金額	400	按分率	100%	計上額	400
按分率の考え方					
備考	会議打ち合わせに打可る陳情打ち可				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

金閣寺第二駐車場

領収証

精算機 #01	A 精算No.000140
発券機 #01	発券No.044940
入庫時刻	2023年 4月13日(木) 12:54
出庫時刻	2023年 4月13日(木) 13:36
駐車時間	0:42
駐車料金	A料金 400円
=====	
合計	400円
現金領収額	400円
お預り	400円
お釣り	0円

またのご利用をお待ちしております。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹(府民クラブ)		整理番号	6	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費(要請陳情等活動費)・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	駐車場代				
支払金額	400	按分率	100%	計上額	400
按分率の考え方					
備考	行政相談による陳情対応				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

Times 領収書

タイムズ24株式会社

大本山金戒光明寺
第1駐車場

23-04-13 14:00
精算04-13 14:58
駐車時間 58分
駐車料金 400円
割引 0円
前払 0円
コックケイIC支払 400円

コックケイICご利用明細
カード支払額 400円
カード残高 10,578円
カード番号

端末ID JW1G720761631
NO. 0015070

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹(府民クラブ)	整理番号	7		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・ 要請陳情等活動費 ・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	駐車場代				
支払金額	200	按分率	100%	計上額	200
按分率の考え方					
備考	松峯打合せに際し陳情文控				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

.....領収書.....

大和ハウスパーキング(株)

入庫時刻 04月14日 12時02分

精算時刻 04月14日 12時07分

受領金額 200円

2023年04月14日12時07分 発行

Dパーキング
京都水族館東第1

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原 英樹	整理番号	8		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	日経新聞 4月分				
支払金額	4,900	按分率	100%	計上額	4,900
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)



区域010 金戸0157 お問合せNo12205

お名前 梶原 英樹 様
西野山百々町227-56

5年 4月分

銘	柄	部数	本体	消費税	合計	◇左記の通り領収しました
1	日本経済新聞	1			4,900	
2						
3						

合計

4,900円

領収日 5年4月20日

只今、朝・夕刊配達を、募集しております。詳しくは、当店まで。

読売センター 大石道 TEL075-593-5300
京都市山科区川田御奥塚町30-8

領収印



第8号様式 (第7条関係)

2023年度 事務所状況等説明書

議員名 梶原 英樹

① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要	
② 所在地		住所：京都府京都市山科区西野山百々町227-56 電話：075-594-5566		延べ床面積	57.41 m ²
③ 他用途との兼用		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他 () 			
④ 建物の所有区分		<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX) 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係：) <input type="checkbox"/> 関連会社等 (所在地：) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他 ()			
⑤ 敷地の所有者		<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (議員との関係：) <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係：) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者			
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合 (政務活動に要した使用領域 (面積等)、使用時間等) <input type="checkbox"/> 全体使用面積 m ² (X) 内、政務活動使用面積 m ² (Y) <input checked="" type="checkbox"/> 全体使用時間 1000日 (時間)(X) 内、政務活動使用時間 900日 (時間)(Y) $(Y) / (X) = 900 / 1000$ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合			按分率 9/10
	人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合 (政務活動の業務に従事した時間、日数) <input checked="" type="checkbox"/> 全体活動業務時間 70日 (時間)(X) 内、政務活動業務時間 63日 (時間)(Y) $(Y) / (X) = 63 / 70$ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合			按分率 9/10
⑦ 事務所賃借料の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方： ⑥と同率)			
⑧ 駐車場代の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方： ⑥と同率)			
⑨ 光熱水費等の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方： ⑥と同率)			

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方: ⑥と同率。ただし、携帯・タブレットは 1/2)
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方: ⑥と同率。ただし、パソコンは政務活動専用の為 10/10)
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 3人 按分率 9/10 (按分率の考え方: ⑥と同率) <hr/> <p style="text-align: center;">計 3人</p>
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 事務所賃借料 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> 光熱水費等 <input type="checkbox"/> 固定電話等通信費 <input type="checkbox"/> その他の事務費 <input type="checkbox"/> 人件費)
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 職員の雇用契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績表
⑮ 補足事項等	.

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

契約更新覚書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 梶原 英樹 (以下乙という) との間で
2019年 4月 20日付締結した、下記表示物件に関する賃貸借契約に関して、
下記の通り甲・乙両者合意したので、後日のため本書二通を作成し、各々一通ずつ保管するもの
とする。

[物件の表示]

所在地： 〒607-8301 京都市山科区西野山百々町227-56

名称： 西野山百々町227-56事務所

記

契約期間： 令和 3年 5月 1日 ~ 令和 5年 4月 30日

賃料： _____ ¥75,000 円

共益費： _____ ¥0 円 火災保険 (2年) _____ ¥12,620 円

水道代： _____ ¥0 円

敷金 _____ ¥60,000 円 更新手数料 (税別) なし _____ 円

更新料： _____ なし 円

※特約事項 賃貸借現契約書に準ずるものとする。

令和3年 月 日

貸主 甲

住所： [REDACTED]

氏名： [REDACTED]

借主 乙

住所： 〒607-8337 京都市山科区川田藪 [REDACTED] 番地8

氏名： 梶原 英樹

電話： [REDACTED]

連帯保証人

住所： [REDACTED]

氏名： [REDACTED]

電話： [REDACTED]

極度額： [REDACTED]

建物賃貸借契約書

物件名：西野山百々町 227-56 事務所

契約締結日 2019年 4月 20日

契約始期 2019年 5月 1日

契約終期 2021年 4月 31日

貸主 [Redacted]

借主 梶原英樹

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 梶原 英樹 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	西野山百々町事務所		
	所 在 地	〒607-8301 京都市山科区西野山百々町227番地56		
	構 造	木造瓦葺メッキ鋼板葺2階建		
	種 類	事務所	新築年月	昭和52年4月築
	面 積	登記簿面積延べ57.41㎡		
附 属 施 設		ソラールコート MIAA15050		

頭書(2) 事業内容

議員事務所

頭書(3) 契約期間

2019	5 1	2021年	4月	30	(2年間)
目的物件		20		20日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額75,000円	管理・ 共益費	月額 (内消費税等)	円 円	家 財 保険料	円
敷 金	¥60,000円	礼金		円	附 属 施設料	月額 (内消費税等)
保証金		償 却				円
その他の条件						
貸与する鍵	鍵No. 本 数	シッターカギ				
		2本				本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで				
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込					
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先				
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名				

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	[Redacted]	
	(勤務先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	[Redacted]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]

管理業者	商号又は名称	
所在地	TEL	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[Redacted]
		住所	[Redacted]
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	[Redacted]
		主たる事務所の所在地	[Redacted]

頭書(8) 更新に関する事項

2年更新 更新料・更新手数料はなし。

頭書(9) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 1、本物件の契約期間中(更新時含む)は借家人損害賠償保険・家賃保証会社に加入すること。 2、入居時の1ヶ月に満たない賃料は日割計算とするが、退去時は日割計算しない。 3、本物件の契約は議員事務所のみの使用とし、契約者一代限りの契約とする。 4、本物件は現状有姿の引渡しとする。 5、退去時には貸主と借主双方協議の上原状回復するものとする。 6、本物件の2年未満の解約については、違約金として賃料の2ヶ月分を貸主に支払うこと。 	以上
---	----

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

131年 4月 29日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	
	住所	[Redacted]	
乙・借主	氏名	梶原 英樹	TEL [Redacted]
	住所	京都市山科区川田菱尾田 43-8	
連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL 同上
	住所	[Redacted]	

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL 〒607-8080 京都市山科区竹鼻竹ノ街道町 42-2	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称 株式会社 大輝	商号又は名称
	代表者の氏名 代表取締役 田中 輝彦 [Redacted]	代表者の氏名
免許証番号	京都府知事 (2)第13331号	免許証番号 大臣知事 ()第 号
免許年月日	平成 30年 6月 13日	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名 西田 有加 [Redacted]	氏名
	登録番号 (京都府) 第029927号	登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所名 株式会社 大輝 事務所所在地 TEL 電話075-582-2880	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しな

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別精算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

らない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

解約通知書

※お電話での解約はお受付致しません。こちらの用紙を退去日前月末日までにご提出ください。

御中

● 物件名 _____

● 所在地 _____

上記物件をを賃貸借契約書に基づき、下記期日をもって解約することを通知します。

● 解約通知日 平成 年 月 日

● 解約日 平成 年 月 日

● 明渡立会希望日

平成 年 月 日

時間 :

※ご注意※ 立会日までに電気・ガス・水道の解約を行って下さい。
室内にお荷物等が残っている場合は別途費用を頂きますのでご了承ください。

● 賃借人名 _____ (印)

● 連絡先 (現在) 自宅TEL _____

携帯TEL _____

(移転先) 住所 _____

自宅TEL _____

携帯TEL _____

※ 連絡先の欄は必ずご記入ください。

● 振込先

銀行 _____ 支店 _____

保証金(敷金)
返還

(・普通 ・当座 ・貯蓄) No. _____ 名義 _____

碓原 様
① 碓原 様
No. 12

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

- 第一条 貸主 [redacted] (以下甲という)所有の駐車場を
賃借人 [redacted] (以下乙という)に賃貸借するに当り、左記の各条項につい
て双方の契約を締結する。
- 第二条 乙において駐車し得る車は、乙所有にかかる [redacted] 号車 一 台限りとし、これ
以外の者の駐車は、これを認めない。
- 第三条 賃貸借の期間 [redacted] 年 5 月 日より平成 年 月 日迄の壹ヶ年間とす。尚、右
の期間を越えて引き続き駐車する場合、及び乙において、第二に明記した車以外の車(車種を問わ
ず)に変えた場合は、改めて契約を為すものとする。解約は一ヶ月前に申し出るものとする。
- 第四条 乙が支払う駐車料は毎月額 九、〇〇〇 円とし、毎月末日迄に翌月分を振込み あるいは集金
とする。
- 第五条 甲は将来、地価等の変動に依り駐車料の改定を行なう事が出来る。
- 第六条 乙の駐車位置は甲の定めた定位置とする。但し甲において運営上必要ある時は、乙の駐車位置の
変更をする事が出来る。
- 第七条 乙は駐車中に発生した盗難、火災、天災及び人為的災害等に依るあらゆる損害に対してこれにか
かる金銭的、財産的請求は一切する事は出来ない
- 第八条 乙は、右の各条項を遵守すると共に盗難予防等、甲において管理運営上必要とする指示はこれを
守らなければならない。
- 第九条 乙が右の各条項に違約し、更に注意するもこれを励行しない時は、直ちに甲において一方的に契
約を解除す。この場合、乙は甲の処置に対し何等異議の申し立ては出来ない。
- 第十条 右の契約を締結するにあたり本書二通を作成し、甲乙各一通づつ保有する。

[redacted] 2019 年 5 月 18 日

賃借人 住所 [redacted]
氏名 [redacted] 印([redacted])

賃借人 住所 京都府中川区川田菟尾田 43-8 [redacted] 印([redacted])
氏名 碓原 英樹 [redacted] 印([redacted])
勤務先 [redacted] 印([redacted])

お客様 各位

令和3年2月吉日
ガレージ吉田

駐車料金改定のお知らせ

拝啓 厳寒の候、皆様におかれましては、ご壮健のことと存じます。日頃より、当ガレージをご利用いただきありがとうございます。

さて、誠に心苦しいではありますが、令和3年3月1日より月極駐車料金の改定をさせていただきますこととなりました。お客様のご期待に添うべく、20年以上価格を据え置いてまいりましたが、メンテナンス等の価格上昇に維持困難な状況となりました。

つきましては、令和3年3月1日より下記の通りご利用料金の改定をさせていただきますこととなりました。何とぞ事情をご理解いただけますようお願い申し上げます。

まずは書中をもってお願い申し上げます。

敬具

記

値上げ(改定)実施日 令和3年3月1日(2月末のお振込みより)

旧価格 9000円/1台

新価格 10000円/1台

以上

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹(府民クラブ)		整理番号	9	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費				
支払内容	電気代 3月分				
支払金額	3,316	按分率	90%	計上額	2,984
按分率の考え方	事務所状況説明書記載の通り				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

電気料金振込受領証(兼請求書) (青)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ		梶原 英樹 様		5年 3月分	
お客さま 番号	ご請求金額			3,316 円	
ご使用 期間	2月20日~	3月17日	電気料金 当金(両替)	301 円	
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所		
31	161	-	京都市山科区西野山百々町22 7-56		
燃料費調整額	-766.30 円				
再エネ促進料	555 円				

(裏面もご確認ください)

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 **4月17日** 金融機関取扱期限日 **4月17日**

本票は、4月26日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

京都料金センター 電話番号 **0800-777-8810** (お客さま控え)

振込先 関西電力 本書によりお金員が収納することはありません。

収納・印

2 4 2

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹(府民クラブ)	整理番号	10		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所)・事務費・人件費				
支払内容	水道代 2, 3 月分				
支払金額	3,454	按分率	90%	計上額	3,108
按分率の考え方	事務所状況説明書記載の通り				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

水道料金 納入通知兼領収書 (公)
下水道使用料

日課番号 01010-6-960065
加入番号 京都市公営企業管理者上下水道局長

お客さま 検針区 使用済コード 水栓番号
番 号 (105)

梶原 英樹 様納

納入期限 令和 5 年 5 月 1 日

御使用水量

年度	期	検針月	戸数	呼び径	用途
5	1	4	1	13	00
水道使用水量m ³		水道汚水排出量m ³		井戸汚水排出量m ³	
1		1			

請求額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

水道料金	2,024 円
下水道使用料	1,430 円
合計額	3,454 円

この料金は次の場所で使用されたものです。
(ご使用期間) 令和 5 年 2 月 2 日 ~ 令和 5 年 4 月 3 日

山科区西野山 百々町
227-56

梶原 英樹 様

領収日付印
23.4.26

取納代行会社
株式会社電算システム

京都市公営企業管理者上下水道局長
担当営業所 TEL
東部営業所 075-592-3058

(お客さま控)

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原 英樹	整理番号	11
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)事務費・人件費		
支払内容	事務所 賃借料 5月分		
支払金額	75,000	按分率	90% 計上額 67,500
按分率の考え方	事務所状況説明書記載の通り		
備考	支払金額には、手数料を含む		

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

ご利用明細書	
ご利用いただき、ありがとうございます。 ただいまご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。 どうぞお確かめください。	
年月日	取扱店 機番 取引番号
05-04-27	
銀行番号 支店番号 口座番号	
お取引内容	お取引金額
お振り込み	¥75,000
時刻 受付番号	お取引後残高
14:40 0096	
ご案内またはお振込内容	
振込手数料	¥0 利用料 ¥0
ご依頼人 電話	
カジワラヒデキシムシヨ 様	

※裏面のご案内もご覧ください。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹(府民クラブ)	整理番号	12
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請原簿等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)事務費・人件費		
支払内容	事務所駐車場代 5月分		
支払金額	10,000	按分率	90% 計上額 9,000
按分率の考え方	事務所状況説明書記載の通り		
備考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

キャッシュサービスご利用明細

をご利用いただき、ありがとうございます。

お取引日	お取扱店	機番	お取引金融機関	支店番号	口座番号	お取引
050427						振込
通番	お取引金額	おつり				
485	¥10000					
	時刻	受付番号	ご利用手数料	お取引後残高		
	15:12	0058				

ご案内

〈お振込内容〉

銀行名：[] 支店名：[]
 口座等：[] 手数料：¥0
 受取人：[]
 依頼人：カジワラヒデキジムシヨ 様
 依頼人電話番号：[]

裏面のご案内もあわせてご覧ください。
 財布等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管してください。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹(府民クラブ)	整理番号	13
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)人件費		
支払内容	事務用品費(コピー代 4月分)		
支払金額	980	按分率	90% 計上額 882
按分率の考え方	事務所状況説明書記載の通り		
備考	支払金額には手数料を含む		

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-04-27		通帳電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N326	*880	
	残高	
振替先 01070-7 31488 (一〇九 31488)		
受取人名:カ)ミツイタ"ショウジ"		
料金 *100円		
依頼人名:カジ"ワラヒテ"キシムシヨ		

5月3日~5日は、のほぼすべてのサービスを終日休止します
ご利用いただきましてありがとうございました。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原 英樹	整理番号	14		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)人件費				
支 払 内 容	コピー機 リース代 4 月分				
支 払 金 額	13200	按分率	90%	計 上 額	11880
按分率の考え方	事務所状況説明書の通り				
備 考	支払先: リコーリース(カ)				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
05.04.27 リコーリース(カ) *13,200					

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原 英樹		整理番号	15	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)人件費				
支払内容	ゴム印作成 (梶原英樹)				
支払金額	3960	按分率	90%	計上額	3564
按分率の考え方	事務所状況説明書記載の通り				
備考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

領収証

令和5年4月30日

梶原英樹 様

金額	¥ 3,960 -
----	-----------



但し ゴム印作成代

上記金額正に領収いたしました



PUT UP

株式会社 プットアップ
〒610-0101 京都府城陽市平川橋町9
Phone.0774-53-5300 Fax.0774-53-2122





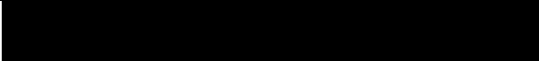
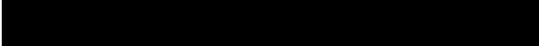





梶原 英樹









雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日まで	
就 業 場 所	梶原英樹事務所（京都市山科区西野山百々町 227-56）	
仕 事 内 容	事務作業・来客対応・電話対応	
就 業 時 間 （休憩時間）	(午前) 午後 10 時 00 分から 午前・(午後) 16 時 00 分まで (30 分)	
休 日	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始・夏期休暇	
給 与（賃金）	時給 1,200 円	
給 与 支 払	毎月分を翌月 15 日に支払い	
給 与 振 込 先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">2022 年 8 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">雇 用 者 梶原 英樹 </p> <p style="text-align: center;">被雇用者 </p>		

雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	2023年 2月 24日から 2023年 3月 31日まで	
就業場所	梶原英樹事務所（京都市山科区西野山百々町 227-56）	
仕事内容	事務作業	
就業時間 （休憩時間）	午前 午後 10 時 00 分から 午前・午後 16 時 00 分まで (20 分)	
休日	不定休	
給与（賃金）	時給 1,200 円	
給与支払	翌月 15 日に支払い	
給与振込先	銀行  普通口座 	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">2023 年 2 月 24 日</p> <p style="text-align: center;">雇用者 梶原 英樹 </p> <p style="text-align: center;">被雇用者  </p>		

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	2022年 4月 1日から 2023年 3月 31日まで	
就 業 場 所	梶原英樹事務所（京都市山科区西野山百々町 227-56）	
仕 事 内 容	事務作業・来客対応・電話対応	
就 業 時 間 （休憩時間）	午前・午後 10 時 00 分から 午前・午後 16 時 00 分まで （ 30分 ）	
休 日	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始・夏期休暇	
給 与（賃金）	時給 1,200 円	
給 与 支 払	毎月分を翌月 15 日に支払い	
給 与 振 込 先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">2022 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">雇用者 梶原 英樹 </p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">被雇用者  </p>		

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹 (府民クラブ)		整理番号	16	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 (人件費)				
支払内容	職員給与 2023年 3月分				
支払金額	92935	按分率	90%	計上額	83641
按分率の考え方	事務所状況説明書記載の通り				
備考	諸控除を含む。手数料を含む。				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

現金自動預金支払機		
ご利用明細書		
●本日は [] をご利用いただきありがとうございます●		
お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容
050414	14:36	[]
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号
[]	[]	[]
振込通番	振込手数料	金額
000023	¥275	¥92660
メッセージコード	残	高
		**
お振込先	[]	
ご依頼人	カシワラヒテキシムヨ 様	
ご案内	(お知らせ欄)	
	おつり	
	**	

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023年(西暦) 3月分		氏名		議員との関係		<input type="checkbox"/> 親族(口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
2	木				0:00			0:00
3	金				0:00			0:00
4	土				0:00			0:00
5	日				0:00			0:00
6	月	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
7	火				0:00			0:00
8	水				0:00			0:00
9	木	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
10	金	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
11	土				0:00			0:00
12	日				0:00			0:00
13	月	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
14	火				0:00			0:00
15	水	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
16	木				0:00			0:00
17	金	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
18	土				0:00			0:00
19	日	8:30	12:30		4:00			0:00
20	月				0:00			0:00
21	火	10:00	18:00	0:30	7:30			0:00
22	水	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
23	木				0:00			0:00
24	金	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
25	土				0:00			0:00
26	日	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
27	月				0:00			0:00
28	火	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
29	水				0:00			0:00
30	木	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
31	金				0:00			0:00
計		14 日間勤務 (D)		(A)	77:30	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名	梶原英樹			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [77.5 時間] × [単価 1,200 円] = 93,000 円 (B)								
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [1 日] × [単価 円] = 0 円 (E)								
③' " 月額の場合								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 93,000 円 (F)								
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [340 円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 92,660 円 (H)								
金 92,660 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。				
				年 月 日				
				氏名 (印)				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H) [92,660 円] × [按分率 90 %] = 83,394 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 90 %] = 0 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [円] × [按分率 90 %] = 0 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 83,394 円								

(注) 1 「勤務実績表」は、この様式中の勤務実績に関する部分を議長が定める標準様式とし、これに準じるものを含みます。
 2 領収書部分は、別に提出することもできます。なお、給与支払等の実態に基づき、適宜、記載事項を修正してください。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹(府民クラブ)	整理番号	17		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)				
支払内容	職員給与 2023年 3月分				
支払金額	90640	按分率	90%	計上額	81576
按分率の考え方	事務所状況説明書記載の通り				
備考	諸控除を含む。手数料を含む。				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

キャッシュサービス **ご利用明細**
 ご利用いただき、ありがとうございます。

お取引日	お取引店	機番	お取引金額	支店番号	口座番号	お取引
050414						振込
通番	お取引金額	おつり				
285	¥90200					
	時刻	受付番号	ご利用手数料	お取引後残高		
	09:27	0014				

1階区 <お振込内容>

銀行名: [] 支店名: []
 口座等: [] 手数料: ¥440 頂きました
 受取人: []
 依頼人: カジワラヒテキャッシュ様
 依頼人電話番号: []

■裏面のご案内もあわせてご覧ください。
 財布等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管してください。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023 年(西暦) 3 月分		氏 名		議員との関係		<input type="checkbox"/> 親族 (口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備 考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
2	木				0:00			0:00
3	金				0:00			0:00
4	土				0:00			0:00
5	日	8:40	15:40	0:30	6:30			0:00
6	月	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
7	火	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
8	水	11:00	15:00		4:00			0:00
9	木	11:00	15:10		4:10			0:00
10	金				0:00			0:00
11	土	13:00	16:00		3:00			0:00
12	日	13:00	16:00		3:00			0:00
13	月	14:00	16:00		2:00			0:00
14	火				0:00			0:00
15	水	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
16	木				0:00			0:00
17	金				0:00			0:00
18	土				0:00			0:00
19	日	8:15	14:00		5:45			0:00
20	月	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
21	火	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
22	水	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
23	木				0:00			0:00
24	金				0:00			0:00
25	土				0:00			0:00
26	日	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
27	月	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
28	火				0:00			0:00
29	水				0:00			0:00
30	木				0:00			0:00
31	金				0:00			0:00
計		16 日間勤務 (D)		(A)	77:55	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名	梶原英樹			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[77.9 時間] × [単価 1,200 円] =		93,500 円 (B)		①' 月額の場合		
② 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間] × [単価 1,200 円] =		0 円 (C)		③ 通勤手当・日額の場合 (D) [1 日] × [単価 円] = 0 円 (E)		
③' " 月額の場合						④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 93,500 円 (F)		
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】								
(F) - [3,300 円 (G)] (所得税・住民税・保険料等本人負担額) =				90,200 円 (H)				
金 90,200 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。				
				年 月 日				
				氏 名 (印)				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H) [90,200 円] × [按分率 90 %] =		81,180 円 (I)		○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 90 %] =		0 円 (J)		
○ 諸控除額 (G) [円] × [按分率 90 %] =		0 円 (K)		○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) =		81,180 円		

(注) 1 「勤務実績表」は、この様式中の勤務実績に関する部分を議長が定める標準様式とし、これに準じるものを含みます。
 2 領収書部分は、別に提出することもできます。なお、給与支払等の実態に基づき、適宜、記載事項を修正してください。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	梶原英樹(府民クラブ)		整理番号	18	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>				
支払内容	職員給与 2023年 3月分				
支払金額	83840	按分率	90%	計上額	75456
按分率の考え方	事務所状況説明書記載の通り				
備考	諸控除を含む。手数料を含む。				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

キャッシュサービス **ご利用明細**
 をご利用いただき、ありがとうございます。

お取引日	お取扱店	機番	お取引金額	支店番号	口座番号	お取引
050414						振込
通番	お取引金額	おつり				
279	¥83400					
	時刻	受付番号	ご利用手数料	お取引後残高		
	09:26	0012				

一案内

〈お振込内容〉

銀行名: [REDACTED]
 口座等: [REDACTED]
 受取人: [REDACTED]
 依頼人: カシワバテキジムシヨ 様
 依頼人電話番号: [REDACTED]

支店名: [REDACTED]
 手数料: ¥440 頂きました

裏面のご案内もあわせてご覧ください。
 財布等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管してください。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023 3 年(西暦) 月分		氏 名		議員との 関 係		□親族(□生計同一 □その他) □関連会社等の役員・社員 ☑上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備 考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水				0:00			0:00
2	木	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
3	金	10:00	15:00	0:30	4:30			0:00
4	土				0:00			0:00
5	日				0:00			0:00
6	月				0:00			0:00
7	火	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
8	水	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
9	木				0:00			0:00
10	金				0:00			0:00
11	土				0:00			0:00
12	日				0:00			0:00
13	月	10:00	12:00		2:00			0:00
14	火	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
15	水				0:00			0:00
16	木	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
17	金	10:00	14:00		4:00			0:00
18	土				0:00			0:00
19	日	8:30	12:30		4:00			0:00
20	月	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
21	火				0:00			0:00
22	水				0:00			0:00
23	木	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
24	金				0:00			0:00
25	土	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
26	日				0:00			0:00
27	月	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
28	火				0:00			0:00
29	水	10:00	16:00	0:30	5:30			0:00
30	木				0:00			0:00
31	金				0:00			0:00
計		14 日間勤務 (D)		(A)	69:30	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。		議員名		梶原英樹				
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[69.5 時間] × [単価 1,200 円]		=		83,400 円 (B)		
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間] × [単価 円]		=		0 円 (C)		
③ 通勤手当・日額の場合 (D)		[日] × [単価 円]		=		0 円 (E)		
③' // 月額の場合								
④ 総支給額				(B) + (C) + (E) =		83,400 円 (F)		
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】								
(F) - [円 (G) (所得税・住民税・保険料等本人負担額) =				83,400 円 (H)		
金 83,400 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 年 月 日						
		氏 名 (印)						
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H)		[83,400 円] × [按分率 90 %]		=		75,060 円 (I)		
○ 保険料等雇用主負担額		[円] × [按分率 90 %]		=		0 円 (J)		
○ 諸控除額 (G)		[円] × [按分率 90 %]		=		0 円 (K)		
○ 政務活動費充当額の計				(I) + (J) + (K) =		75,060 円		

(注) 1 「勤務実績表」は、この様式中の勤務実績に関する部分を議長が定める標準様式とし、これに準じるものを含みます。
2 領収書部分は、別に提出することもできます。なお、給与支払等の実態に基づき、適宜、記載事項を修正してください。